

令和8年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入 園 案 内

【申し込み資格】

入園申し込みができるのは千代田区内に住所を有する次の幼児です。

対象年齢	生 年 月 日
3歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日生まれ
4歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日生まれ
5歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日生まれ

※ 転入予定の方は入園申し込みができません。転入後の申し込みとなります。

※ 住民登録があっても居住実態がない方の申し込みはできません。居住実態を調査する場合があります。

【新入園児一斉申し込み受付期間】（オンライン受付のみ）

令和7年10月24日（金）午前0時から10月29日（水）午前10時まで

※ 年度途中入園は随時受け付けています。詳細は本冊子9ページをご確認のうえ、入園予定の園に直接お問い合わせください。（オンライン申請不可）

千代田区子ども部 子ども支援課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1（区役所本庁舎2階）

TEL 03-5211-4119

午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

区立幼稚園・こども園の特徴

質の高い保育

幼稚園教育要領（文部科学省）に準拠し、幼児一人一人の特性を大切にしながら保育を行っています。遊びを通して得られる学びや資質・能力（「基本的な生活習慣の獲得」や「言葉による表現」、「相手の気持ちの受容」、「好奇心」等）を積み重ねる環境、主体的に取り組む環境を大切にしています。

区立小学校が同じ敷地内にある環境

小学生との交流が盛んに行われています。小学校入学前の5歳児から小学校1年生にかけて、入学時が滑らかにつながるよう小学校の先生方と一緒に考え実践しています。

自然豊かな環境

思いきり体を動かして遊ぶことができる園庭（校庭）、季節を感じる様々な木々や植物、生命の尊さやいたわりの気持ちを育む生き物、好奇心や探究心を掻き立てる砂場、遊具があります。

研究と研修に励み指導力向上に努める教職員

定期的に講師の先生を招いて研究・研修会を開いています。研究では幼児教育の課題に応じたテーマを設定し、実践的な研究を積み重ね指導力を高めています。

協力的な地域の方々

園の歴史は長く、大切に思ってください多くの地域の方々に支えられています。地域の方を招いての特別な学びの時間もあります。（地域や日本の伝統文化・芸能の鑑賞や体験、読み聞かせ等）

子育て支援施設・行政との連携

子どもの豊かな育ちを支えていくことができるよう、常に子育て支援施設と連携し、時には専門的なアドバイスをもらいながら保育を進めています。また、千代田区教育委員会へ様々な要望を提出し、実現しています。

目 次

1	幼稚園の種類	1
2	各園の概要	1
3	令和8年度新入園児一斉申し込みについて	2
(1)	受付期間	2
(2)	申し込み資格	2
(3)	募集人数	2
(4)	区域について	3
(5)	申し込み方法	3
(6)	必要書類	4
(7)	通園区域変更手続き	5
(8)	選考について	6
(9)	結果発表後の流れ	7
(10)	保育園との併願について	8
4	年度途中の入園について	9
(1)	入園申し込み受付期間	9
(2)	受付場所	9
(3)	必要書類	10
5	定員に達している学年への入園を希望する場合（名簿登録）	11
6	預かり保育について	12
7	在園中の手続きについて	14
(1)	転園について	14
(2)	退園について	14

1 幼稚園の種類

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園の連携施設です。区立小学校に併設されています。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。区立小学校に併設されています。

2 各園の概要

施設	教育時間	休業日	給食	保育料	その他
幼稚園 ・麴町幼稚園 (麴町 2-8) ・九段幼稚園 (三番町 16) ・番町幼稚園 (六番町 8) ・お茶の水幼稚園 (神田猿樂町 1-1-1)	9時～14時 年齢や曜日 等により異 なります。	土曜日※ ₂ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日	あり ※麴町、九段、 番町は弁当 給食実施 ※3歳児は5 月の連休明 けから提供 開始となり ます。	基本保育料 は無料 ※預かり保 育料は12～ 13 ページ参 照	各園の用品等につ いては自己負 担となります。用 品は園によって 異なりますので、 各園のホームペ ージをご覧ください だくか、直接園に お問い合わせく ださい。
幼保一体施設 (短時間※₁) ・千代田幼稚園 (神田司町 2-16) ・昌平幼稚園 (外神田 3-4-7)	※預かり保 育について は、12 ペ ージをご覧く ださい。	※上記休業日 に行事等を実 施すると、振 替休業日があ ります。			
こども園 (短時間※₁) ・いずみこども園 (神田和泉町 1) ・ふじみこども園 (富士見 1-10-3)					

※₁ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間（標準4時間）です。

※₂ 各園の実情等に応じて振替休日のない土曜保育を実施する場合があります。

3 令和8年度新入園児一斉申し込みについて

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）午前0時から10月29日（水）午前10時まで

※オンライン申請のみ

(2) 申し込み資格

入園申し込みができるのは千代田区内に住所を有する次の幼児です。

対象年齢	生 年 月 日
3歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日生まれ
4歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日生まれ
5歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の申し込みはできません。

（居住実態を調査する場合があります。）

※ 転入予定の方は入園申し込みができません。転入後の申し込みとなります。

(3) 募集人数

① 幼稚園

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
麹町幼稚園	35名（35）	15名程度（35）	15名程度（35）
九段幼稚園	35名（35）	20名程度（35）	15名程度（35）
番町幼稚園	35名（35）	20名程度（35）	15名程度（35）
お茶の水幼稚園	20名（20）	25名程度（35）	25名程度（35）

② 幼保一体施設

幼保一体施設名	3歳児	4歳児	5歳児
千代田幼稚園（短時間保育のみ）	15名（15）	10名程度（15）	5名程度（15）
昌平幼稚園（短時間保育のみ）	15名（15）	10名程度（15）	10名程度（15）

③ こども園

こども園名	3歳児	4歳児	5歳児
いずみこども園（短時間保育のみ）	15名（15）	10名程度（15）	若干名（15）
ふじみこども園（短時間保育のみ）	25名（25）	5名程度（22）	10名程度（22）

※ 4・5歳児の募集人数については、変更になる場合があります。

※ （ ）内は定員を示しています。

(4) 区域について

原則として、小学校の通学区域の園への入園申し込みとなります。通園区域については、背表紙の「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域外の園を申し込む場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましいと認められる場合は、事前に子ども支援課へ通園区域変更の申請、承認を受けることで通園区域外の園を自区域の園として申し込みできます（申請手続きの詳細は5ページをご確認ください）。

(5) 申し込み方法

千代田区ポータルサイトのメニューの中から以下の手続きを行ってください。

※必要書類については、4ページの（6）必要書類を必ずご確認ください。

※医療的ケアが必要な児童の入園については、事前に児童・家庭支援センター発達支援係（03-5296-9281）へご相談ください。

【令和8年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込兼教育・保育給付認定（変更）申請】



アカウント登録がお済みでない方は下記から千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。

【「千代田区ポータルサイト」アカウント登録方法について】



※インターネット環境が整わない等、やむを得ない事情でオンライン申請を行うことができない場合は、10月23日（木）までに子ども支援課入園審査係（03-5211-4119）にご相談ください。

※入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。

※入園申し込みを取り下げる場合は子ども支援課へ「入園辞退書兼入園（転園）申請・名簿登録取下書」を提出するか、千代田区ポータルサイトの「保育園等入園辞退兼入園（転園）申請・名簿登録取下申請」から申請を行ってください。

(6) 必要書類

以下の①、②のデータまたはカメラで撮影した画像をオンライン申請時にアップロードし、添付してください。申し込み内容はオンライン申請時に専用フォームへ入力するため、入園申込書は必要ありません。

① 住民票

3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの（マイナンバーの記載のないもの）

② 公共料金の明細等

3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票
(名義人及び住所の記載のあるもの)

※ 紙の領収書・検針票が発行されていない等の理由によりウェブサイト上で管理している場合は、領収書・検針票に該当するページに加え、名義人及び住所がわかるページをご提出ください。

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居・居住証明書を添付してください。同居・居住証明書の様式は、区ホームページ「令和8年4月千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園入園児募集」からダウンロードできます。

※ 転入直後で公共料金の明細等を準備できない場合、または公共料金の明細等を紛失した場合は一時的に添付を省略できます。添付を省略した場合は、新しく発行された明細等を、【令和8年1月9日（金）】までに千代田区ポータルサイト「保育園・幼稚園等の各種書類提出」（下記二次元コード）よりご提出ください。

期限までに提出がない場合、入園申し込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態を調査することがあります。

千代田区ポータルサイト二次元コード



千代田区ポータルサイト
「保育園・幼稚園等の各種書類提出」

(7) 通園区域変更手続き

以下のいずれかの要件に該当する場合は、通園区域の変更申請ができます。通園区域の変更が認められた場合は、年度内に一度だけ通園区域外の園を自区域の園として入園申し込みをすることができます。なお、通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

(1) 通園区域変更の要件

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合

※ 一時的な転居の場合、選考の優先順位における居住期間の長さは、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② きょうだいがい既に在園・在学（入学予定を含む）している場合

きょうだいがい、既に何らかの事情により別区域の園または小学校に在園・在学（入学予定を含む）している場合

※ 選考の優先順位における居住期間の長さは、申し込み希望園または別区域の小学校に在園・在学中のきょうだいがい入園・入学した日（複数のきょうだいがいに在園・在学している場合は、在籍期間が最も長いきょうだいがい入園・入学した日）とし、入学予定の場合は入学予定日を起算日とします。

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合

※ 選考の優先順位における居住期間の長さは現在の住所での居住歴の長さとしします。

④ その他

社会的養護が必要である場合などの特別な事情が認められる場合

(2) 受付期間及び時間

令和7年10月15日（水）～17日（金） 8時30分～17時

(3) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 千代田区ポータルサイト、各園や各出張所では受付できません。

※ 千代田区内で転居予定での申し込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写し（転居先住所、引き渡し日、署名・捺印が確認できるページ。約款等は不要）を一緒に提出してください。書類の提出ができない場合はお手続きすることができません。

(4) 結果通知

通園区域変更の審査結果は、令和7年10月下旬頃に発送いたします。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は通園区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選び直すかを選択し、入園申し込みをしてください。

通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地により指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課(03-5211-4284)へご相談ください。

(8) 選考について

- (1) 申込者数が募集人数より少なかった場合
各園において健康診断と面接を受けていただき、入園者を決定します。
- (2) 申込者数が募集人数を超えた場合
下記に示した優先順位に応じて内定者を決定します。

【優先順位】

- 第1優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和5年4月1日以前から申込日まで引き続き千代田区内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第2優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和5年4月1日以前から申込日まで引き続き千代田区内に居住している幼児
- 第3優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和5年4月2日以降から申込日まで引き続き千代田区内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第4優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和5年4月2日以降から申込日まで引き続き千代田区内に居住している幼児
- 第5優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和7年10月2日以降から申込日まで引き続き千代田区内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第6優先 … 自区域の園に申し込みをしており、令和7年10月2日以降から申込日まで引き続き千代田区内に居住している幼児
- 第7優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児（通園区域変更が認められている場合を除く）

※ 「既にきょうだいが通園している」とは、申込時にきょうだいが幼保一体施設内の保育園または申込園の3・4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上きょうだいと通園が可能な幼児が対象です。

※ 同優先内で順位が並んだ場合は、保護者の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続き合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※ 通園区域変更をした場合の居住期間の起算日については、5ページの「通園区域変更手続き」をご覧ください。

※ 居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(9) 結果発表後の流れ

【結果発表日及び時間】：令和7年11月7日（金） 13時以降

千代田区ポータルサイトで結果を通知します。

電話でのお問い合わせは、11月7日（金）13時から子ども支援課にて受け付けます。

それ以前のお問い合わせには、一切お答えできません。

内定した場合

内定結果の通知後、面接及び健康診断の案内、健康診断時にお持ちいただく就園時健康診断票を結果発表日頃に送付します。事前に面接及び健康診断について詳細の確認を希望される場合は、直接園にお問い合わせください。

【入園にあたっての注意点】

◆通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

◆入園承諾

入園の承諾は、入園申込書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園承諾通知書については、令和8年1月下旬頃に送付いたします。

各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。

◆内定の辞退

内定を辞退する場合は子ども支援課へ「入園辞退書兼入園（転園）申請・名簿登録取下書」を提出するか、千代田区ポータルサイトの「保育園等入園辞退兼入園（転園）申請・名簿登録取下申請」（下記二次元コード）から申請を行ってください。



千代田区ポータルサイト二次元コード
「保育園等入園辞退兼入園（転園）申請・名簿登録取下申請」

② 内定しなかった場合

結果発表日以降に、子ども支援課から意向調査書を送付しますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返送してください。後日、二次選考を行い、内定園を通知します。

なお、二次選考で申込者数が受入可能数を上回った場合は、以下の優先順位により内定者を決定します。そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。

第1優先・・・通園区域内の園に入園できなかった方のうち、保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間の長い順

第2優先・・・通園区域外の園に入園できなかった方のうち、保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間の長い順

(10) 保育園との併願調整について

令和8年4月の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）の入園申し込みをした幼児が保育園の入園申し込みをする場合、保育園入園審査時の入園順位が下がります。保育園の入園を希望している場合はご注意ください。

(1) 認可保育園・認定こども園（長時間） ※以下、認可保育園・認定こども園（長時間）の入園順位

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 **令和7年10月24日から12月19日までに令和8年4月入園の幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 4位 内定した園への入園を断った方（翌月から6か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(2) こども園（長時間） ※以下、こども園（長時間）の入園順位

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 管内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 **令和7年10月24日から12月19日までに令和8年4月入園の幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 5位 内定した園への入園を断った方（翌月から6か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(3) 幼保一体施設（長時間） ※以下、幼保一体施設（長時間）の入園順位

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続く合計居住期間の長い順
※ 同期間の場合は、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 **令和7年10月24日から12月19日までに令和8年4月入園の幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 7位 内定した園への入園を断った方（翌月から6か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

4 年度途中の入園について

年度途中の入園申し込み受付停止期間（下記を参照）を除き、各園の定員に空きがある場合は随時入園申し込みを受け付けています。

医療的ケアが必要な児童の入園については、事前に児童・家庭支援センター発達支援係（03-5296-9281）へご相談ください。

（１） 入園申し込み受付期間

空きがある場合は随時、入園希望日の1か月前から受け付けます。

入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。

※ 新3歳児の4月入園の場合は、11月25日（火）以降随時受け付けます。

申込者数が募集人数より少なかった場合は、11月10日（月）以降随時受け付けます。

※ 空き状況は直接園にお問い合わせください。

なお、受け付けは申込書類提出の先着順で行うため、電話等で枠を確保することはできません。

入園申し込み受付停止期間

令和8年4月入園者が決定するまで、以下の期間は現在の3・4歳児クラスへの入園申し込みの受付及び名簿登録を停止します。

入園申し込み受付停止期間 令和7年10月22日（水）から11月24日（月）まで

※ 申込者数が募集人数より少ない場合は、11月9日（日）まで

（２） 受付場所

入園を希望する園

受付可能時間等は直接園にお問い合わせください。

※ 千代田区ポータルサイト、各出張所や子ども支援課では受付はできません。

※ 原則自区域の園に申し込みをしてください。ただし、自区域の園に空きがない場合はその限りではありません。また、5ページ記載の「通園区域変更の要件」に該当する場合、通園区域外の園への入園を認められる場合があります。入園を希望する園に直接ご相談ください。

※ 入園希望園に空きがない場合は、名簿登録（11ページ参照）を行うことも可能です。

※ 通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地により指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課（03-5211-4284）へご相談ください。

(3) 必要書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

必要書類が1つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

① 令和8年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※ きょうだい同時に申し込みの場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。

② 教育・保育給付認定（変更）申請書

③ 住民票：3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの（写し可）

※ マイナンバーの記載のないもの

④ 公共料金の明細等

3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票
（名義人及び住所の記載のあるもの）

※ 紙の領収書・検針票が発行されていない等の理由によりウェブサイト上で管理している場合は、領収書・検針票に該当するページに加え、名義人及び住所がわかるページをご提出ください。

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居・居住証明書を添付してください。同居・居住証明書の様式は、区ホームページ「令和8年4月千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園入園児募集」からダウンロードできます。

※ 転入直後で公共料金の明細等を準備できない場合、または公共料金の明細等を紛失した場合は一時的に添付を省略できます。添付を省略した場合は、新しく発行された明細等を、入園月から3か月以内に千代田区ポータルサイト「保育園・幼稚園等の各種書類提出」（下記二次元コード）よりご提出ください。

期限までに提出がない場合、退園となる場合があります。疑義のある場合は居住実態を調査することがあります。

千代田区ポータルサイト二次元コード



千代田区ポータルサイト
「保育園・幼稚園等の各種書類提出」

5 定員に達している学年への入園を希望する場合（名簿登録）

既に定員に達している学年に申し込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をされた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

（1）申し込み受付期間及び時間

- ① 令和7年10月24日（金）～10月29日（水） 8時30分～17時
- ② 令和7年11月25日（火）以降 8時30分～17時
- ※ 申込者数が募集人数より少ない場合は、令和7年11月10日（月）以降

（2）受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※千代田区ポータルサイト、各園や各出張所では、名簿登録の受け付けはできません。

（3）名簿登録対象園

- ①の期間に登録をする方：（未就園児もしくは自区域の園に通園していない方）全園のうち1園
- ②の期間に登録をする方：自区域の園1園。ただし、5ページ記載の「通園区域変更の要件」に該当する場合はその限りではありません。子ども支援課にお問い合わせください。

（4）名簿登録順位

- ①の期間に登録をする方：保護者が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順
- ②の期間に登録をする方：先着順
- ※ ①、②いずれの場合も、通園区域内の方の名簿登録が通園区域外の方の名簿登録に対して優先されます。

（5）有効期間

令和8年度内（5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。）

（6）その他

- ・ 令和7年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。
- ・ 自区域の園が既に定員に達している場合、自区域の園に対する名簿登録と同時に、空きのある通園区域外の園に申し込みを行うことが可能です。通園区域外の園に申し込みを行った場合も、自区域の園に対する名簿登録順位が不利になることはありません。
- ・ 名簿登録を取り下げる場合は子ども支援課へ「入園辞退書兼入園(転園)申請・名簿登録取下書」を提出するか、千代田区ポータルサイトの「保育園等入園辞退兼入園(転園)申請・名簿登録取下申請」から申請を行ってください。

6 預かり保育について

園の教育時間以外の時間に、保育が必要な場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

幼稚園・こども園における預かり保育は、「幼稚園教育要領」に基づいた教育時間前後の教育活動です。専任の教員が付き、一人一人の子どもの状態に合わせ、無理なく安全にまた、教育活動として計画して、実施いたします。

※ 預かり保育利用希望の方は、詳細について必ず事前に各園にお問い合わせください。

※ 3歳児は、園での生活に慣れてから、預かり保育を開始します（原則、5月の連休明けから開始）。

※ 行事等により預かり保育を実施していない日があります。

（1）幼稚園

① 実施時間

午前7時30分から午後6時30分までの間（教育時間を除く）で、保護者が希望する時間

② 料金

1時間につき100円

※ 短時間保育の休業日における預かり保育では、給食（弁当給食を含む）の提供はありません。ご家庭で弁当をご用意ください。

※ 預かり保育中に園からおやつ提供はありません。休業日だけでなく、教育課程のある日も、ご家庭でおやつをご用意ください。

（2）幼保一体施設

① 実施時間

午前7時30分から午後6時30分までの間（教育時間を除く）で、保護者が希望する時間

② 料金

1時間につき100円、給食代300円

※ 短時間保育の休業日に給食時間を超えて保育する場合、園での給食の提供はありますが給食代がかかります。

※ 預かり保育中に園からおやつ提供はありません。休業日だけでなく、教育課程のある日も、ご家庭でおやつをご用意ください。

（3）こども園

① 実施時間

午前7時30分から午後6時30分までの間（教育時間を除く）で、保護者が希望する時間

② 料金

1時間につき100円、給食代300円・おやつ代100円

※ 短時間保育の休業日に給食時間を超えて保育する場合、園での給食の提供はありますが、給食代がかかります。

※ 午後3時を超えて保育する場合、園でのおやつ提供はありますが、おやつ代がかかります。

預かり保育料の納入方法、無償化については必ず次ページをご確認ください。

預かり保育料の納入方法について

お納め忘れのないよう、預かり保育料の児童口座引き落としをお願いしています。千代田区「Web 口座振替受付サービス」（下記二次元コード）から、オンラインでお手続きください。

口座引落の開始希望月の10日までにお手続きください。11日以降に手続きをした場合は、翌月から口座引落が開始されますのでその月分は納付書によるお支払い（各金融機関、区役所総合窓口、出張所窓口）となります。

預かり保育料の無償化

保護者の就労など保育の必要な事由に該当し、「施設等利用給付認定（新2号）」を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。なお、おやつ代・給食代は無償化の対象ではありません。

① 無償となる金額

預かり保育等の利用日数に応じて日額450円まで、最大で月額11,300円まで

※ 日額、月額の上限を超えた場合には保育料が発生します。

※ 請求手続きは必要ありません。

② 保育の必要な事由（認定を受けるための要件）

保護者が、週3日以上かつ1日4時間以上の就労、就学、親族の介護・看護、求職活動を行っている場合や出産、疾病、障害により保育が困難な場合

※ 求職活動は3か月以内、出産は出生（予定）月の前2か月から出産後2か月までが対象です。

※ 認定を受けるためには上記の「②保育の必要な事由」を証明する書類（就労証明書等）が必要です。

詳細は千代田区ホームページ（下記二次元コード）ご確認ください。



「千代田区 Web 口座振替受付サービス」



千代田区ホームページ
「保育ができない状況を証明する書類」

③ 認定申請

「施設等利用給付認定（新2号）」を受けるには申請が必要です。令和8年4月入園の場合は、令和8年1月下旬頃に送付する入園承諾通知書に認定申請の案内を同封しますので、令和8年3月13日（金）までに子ども支援課へ申請してください。

申請は、千代田区ポータルサイトで受け付けます。「②保育の必要な事由」を証明する書類をご準備いただいたうえ、下記の二次元コードを読み取り、申請画面からご入力ください。



千代田区ポータルサイト
「【認定】子育てのための施設等利用給付認定申請」

※ 申請の際は「②保育の必要な事由」を証明する書類をご用意ください。

※ 上記日程以外も随時受け付けを行っていますが、認定の開始日は、収受日以降の日付となります。日付を遡って、無償化の対象とすることはできません。

7 在園中の手続きについて

（1） 転園について

千代田区立の幼稚園・幼保一体施設(短時間)・こども園(短時間)間で転園ができるのは、原則として次の場合に限ります。

- ① 入園申し込みをした際に自区域の園が既に定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している場合
 - ② 区内転居により、通園区域に変更があった場合
 - ③ 5ページ記載の「通園区域変更の要件」に該当する場合
- ※ 上記以外による転園はできません。
- ※ 転園の手続きについては、直接在籍園へお問い合わせください。

（2） 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。退園届は各園にご提出ください。

【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼稚園	麴町幼稚園 (03-3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、麴町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (03-3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (03-3263-3725)	麴町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (03-3291-8211)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、神田三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、神田猿樂町一・二丁目、神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、神田駿河台四丁目(1・3・5)、神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼保一体施設	千代田幼稚園 (短時間保育) (03-3256-1709)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (03-3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、外神田一・二・三・四・五・六丁目
こども園	いずみこども園 (短時間保育) (03-3866-9938)	岩本町一丁目(7～14)、岩本町二丁目(9～19)、岩本町三丁目(3～11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (03-3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目